

(2018年10月26日講演)

33. 「世界のスポーツフィッシング」

特定非営利活動法人水生生物の資源と環境を守る会 理事長 茂木陽一氏

茂木である。こういった会で話をするのは初めてで、このパワーポイントも初めて作ったので、少し見づらいと思う。

世界 100 カ国で釣りをしてきた。資源管理をきちんとやっている国は釣り人の期待を裏切らない。魚はたくさん釣れてサイズも大きい。資源管理をきちんとやっていない国は釣り人の期待をほとんど裏切る。魚は小さくて少ない。日本はどちらかという途上国である。

先進国では海の資源は国民共有の財産と法に明記されている。ところが、わが国の法律にはそれがない。

資料 P1 の写真はカナダのプリンスエドワード島であるが、それまで遊漁できなかったが、資源が回復して、2009 年から遊漁が再開された。ただし遊漁はキャッチ・アンド・リリースが前提となっているが、世界中から訪れる釣り人がどんどん増えて、キャッチ・アンド・リリースがきちんと漁業として成り立っている。船長は全部漁師である。地元のプリンスエドワードの漁師は新車を買ったり、家を新しく建て直したりして、非常に豊かな生活をしている。船長でも枠があり、年に 1 匹ぐらいしかキープできない。このマグロはたまたま船長に与えられた枠でキープしたが、遊漁の場合ほとんど 99% はリリースする。

そのレギュレーションは何かというと、大きく分けて 2 つあり、サイズリミット（体長制限）。長さで、例えば 80 センチメートル以下はリリース、80 センチメートル以上がキープできるとか。次に、バググリミット（匹数制限）である。1 人何匹までとか、1 船で何匹までとか、そういう制限が決められている。ほとんどの先進国にレギュレーションがある。日本にはない。

資料 P2 の写真は、アメリカ・マイアミで釣れたゴライアスグルーパーである。このサイズが毎日ヒットして、毎日釣れる。これはハタの一種で、アラとか、モロコとか、ああいっただ仲間である。1980 年代に資源が危機的にまで減少。1990 年から全面禁漁。漁師も遊漁もスポーツも一切釣ってはいけない。その後資源が急激に回復して、遊漁はリリースを前提として 2006 年から釣りが OK と。全部リリースである。船に上げるのも駄目である。船べりでリリースしなければいけない。漁師は、コマーシャルではいまだに取ってはいけない。

資料 P3 は、私が釣り人に対して 2 年に 1 回アンケートを取っており、2,229 人の回答であるが、資源保護、資源管理に興味があるかというところで、丸の青い部分の 93.4% が興味があると答えている。釣り人は資源保護や資源管理に非常に関心が高くなっている。そ

れは魚が釣れなくなったことが原因だと思う。

下は、特に最近魚が少なくなったと感じる魚種を教えてくださいというので、これ 2 年前の調査で、また来年調査するが、減ったと思う 1 番がクロマグロ、ほとんどの魚が減っていると思うと、魚が減ったと思わないという人は一番下のほんのわずかである。ほとんどの人は魚が減っていると思っている。

今回アメリカとカナダを主に紹介しようと思うが、スポーツフィッシング大国アメリカは公共のマリーナがとにかく多い。皆さんアメリカへ旅行に行かれた方だったら、よく資料 P4 のようなマリーナを目撃することがあると思う。また、ボートを上げ下げするボートランプも海岸線のあちこちにある。また、日本では禁止されているプレジャーローリングが多く、海は国民の共有財産であるということが、アメリカで釣りをするとよくわかる。魚類を含む野生生物は「何のものにも所有されない財産であり、現代の国民と将来世代のために政府による信託の中で保持される」という「公共信託主義」(Public Trust Doctrine) に基づいて、米国国民のために政府が管理するものとされている。

資料 P5 はアメリカ・ノースカロライナ州のレギュレーションブックであるが、沿岸の魚は州が管理して、このようなパンフレットが釣具屋などに置かれて誰でも無料で手に入れることができる。アメリカでは 50% 以上の釣り人が 5 歳以前に釣りを始めているという統計もある。親に連れられて釣りを始め、子供のころからレギュレーションを学ぶ。そのような環境で育った子供は、環境や資源管理に関心の高い大人に育つ。やはり子供からの教育が非常に大切だと思う。

資料 P6 はアメリカの大統領令である。アメリカには、スポーツフィッシングは大統領の指示に従うという大統領令がある。

アメリカにおいては、「釣りの振興」を図ることが政府の重要な任務として歴史的・社会的に認識されており、「レクリエーションフィッシングに関する大統領令」により、連邦政府は「釣りの振興」と「野生生物としての魚類の管理」を連携させた施策を推進するとされている。

資料 P7、日本ではないが、ライセンス料とか、また釣り具の売り上げとか、いろいろな船の売り上げとか、その金のうちの一部が基金に回される。その中のライセンス料は全額基金に回される。さらに、スポーツフィッシング・アンド・野生生物回復法というのがあり、その回復をさせるためにこの金を使っていく。略して DJ 法と言われている。法定に貢献した米国連邦議会議員の名にちなむ通称であり、正式名称は **Sport Fish Restoration Act** (スポーツフィッシュ回復法) である。1950 年に制定された法律であり、その目的は、「米国の海洋／淡水域における釣り等に関係する魚類の管理と資源回復に連邦政府からの援助を提供する。」と規定されている。同法には、この目的を達成するため、連邦政府と州政府の権限、関係／州における遊漁ライセンス収入の使途の制限／関連事業の内容と、それらに対する資金の配分／SFR の実施方法等の事項が定められている。SFRB 信託基金

Sport Fish Restoration and Boating Trust Fund、DJ 法に基づく SFR 等の関連事業の実施に際して、連邦政府からの資金を提供するために設けられている信託基金。この信託基金に積み立てられる資金の財源やその管理は、DJ 法ではなく複数の別の連邦法において規定されている。右上にある丸が資金の流れである。どこから入って、どうやって使われて、どうなって、これがくるくるくる回ると、それで魚が回復してくると。右下も、少し見づらいが、資金の流れである。上のほうでこうやって金を集めて、こういったところに配分されていると。

資料 P8 はノースカロライナ州のものであるが、各州のこういうレギュレーションブックの中に、皆さんから集めた金はこうやって使われていると必ず明記されている。ノースカロライナ州海洋資源寄付基金は、州の沿岸遊漁の終身ライセンスの売上金で運営されており、その基金の利子のみを使い運営されている。使途としては、主に調査研究費、遊漁の漁獲量の調査、人工漁礁等の設置やパブリックランプ（公営の無料で使えるボートのスロープ）の設置等に使われている。左下のグラフによると、2007 年以後、予算の 36%が魚の調査、10%が生息環境調査、9%が生息環境造成、21%がパブリックアクセス（誰でも使えるボートランプ等）、2%が周知と教育、22%がライセンス販売や運営に使われている。釣りと海洋環境、資源回復に多くが使われている。それは未来への投資と釣り人は理解している。

日本から海外へクロマグロを釣りに行く人は 2010 年ごろから増加傾向にある。これは、わが国では年々釣れなくなってきたこと、そしてアメリカ、カナダなどが大きさ、数ともに圧倒的に上回ることが原因である。釣人のアンケートでも、釣ってみたい魚のトップはクロマグロである。クロマグロの人気が高い理由は「大きさとパワーとスピードと持久力」である。海外はリリースが基本であるが、それでも年々増えているのは、目的が食べることよりもファイトすることにあるからだろう。日本国内でもリリースする釣り人は確実に増えている。資料 P9 の写真がファイトしているもので、全力でファイトして、最後は自分で立てないぐらい疲れてしまう。力がかかってしまって。このようなのは、私は数え切れないぐらい見ている。

資料 P10 は、我々日本人でも手に入れることができる、アメリカのまた別な無償で配られているレクリエーションフィッシングのパフレットである。ここにはいろいろな規則が書かれている。「写真を撮る時も、フックを外す時も、魚を水から出さないこと」、サークルフックとはねむり針、針先が内側に大きく曲がったやつである。そうすると、餌を飲み込まれても内臓やえらに掛からない。カンヌキはここであるが、ここに大体掛かる。はえ縄などのマグロもサークルフックである。大体口元に掛かる。「サークルフックを使うこと。アゴやカンヌキに掛かることが多くなるからリリースの際にフックを外しやすくなる。ウミガメを釣ってしまうことも少なくなる。」「もしも魚から安全にフックを外せない時はリーダーを切ること。フックはステンレスでないものを使えば速やかに腐食する」「よりヘビーなタックルを使ってファイト時間を短くすること。釣られた魚はエネルギーを消

費して、組織には乳酸がたまる。これが魚のストレスになり、死につながる」だから、なるべく強いタックルを使って短時間で揚げてリリースしろと。「釣りに出る時は、フックを外す器具と、魚を安全に扱える用意を携行すること。そして、同行の釣りグループの中で、魚の扱い方とリリースの方法について打ち合わせをしておくこと」「リリースの際には、ボートなどでゆっくりと魚を引っ張って、5分間以上、蘇生させること。高速で泳ぐ魚種は、エラに水が通らなると呼吸できない。蘇生がうまくいくと、魚が動き出したり、魚の色が戻ったりすることでわかる」これは私も動画で何回も撮っているが、ボートでしばらく引っ張る。カンヌキに返しがつぶしてあるフックを掛けて、そのフックには2本ロープが入っていて、1本のロープで引っ張って、もう1本のロープは針の奥のほうにあって、それを引っ張ると針が抜けるわけである。最初はやはりファイト後であるから少し弱っている。それを水中動画で撮っているが、2分3分たつとだんだん尻尾がどんどん動き出す。それで元気になって回復したのを見て、外してリリースする。一応これは、アメリカやカナダでは調査研究でタグを打ってきちんと研究しているが、大体95%ぐらいは生きている。5%ぐらいしか死んでいない。

資料 P10 はアメリカの NOAA のサイトに、アメリカの海の釣り人口や経済効果が全部細かく載っている。これは Gulf of Mexico メキシコ湾に面しているところである。ニューオーリンズとかテキサスとか、その辺の州であるが、一番上が Gulf of Mexico で、地域では経済効果が1兆1,000億円、釣り人口が250万人。その下が West Coast、これはカリフォルニア州とかの太平洋側である。経済効果が2,700億円、釣り人口が120万人。Alaska が700億円で30万人となる。アメリカは内水面のフライフィッシングとブラックバスが非常に盛んであるが、その内水面を除いて海だけで経済効果が2兆7,100億円。釣り人口が920万人と日本よりはるかに大きい。日本は内水面を加えた総人口でも640万人である。アメリカは内水面を含めると釣り人口は3918万人にもなる

これはレギュレーションでキープできる魚で、キハダである。キハダのレギュレーションは資源が多いので結構甘い。リリースする場合にはこのように揚げない。特に大きいクロマグロは船に揚げない。全部船べりでリリースする。小さい魚は結構持ちやすいから、写真を撮ってからリリースする場合も多いが、大型魚は船に揚げたら絶対アウトである。

アメリカで遊漁は、スポーツとかレクリエーションalと言うが、コマーシャルは漁業と言ひ、漁業とレクリエーションalで漁獲枠が別々に設けられている。日本は漁業者の漁獲枠もかなりあやふやであるし、遊漁などは全くない。だから、どのような小さな魚でも、何匹釣っても罰せられることはない。資料 P12 はヒラメであるが、左のほうに7.51millionとか、こういうコマーシャルとかレクリエーションalとかに全部分けて、その漁獲枠が設けられている。アメリカの水産業は多くの魚にTAC総漁獲可能量が設けられている。コマーシャルとは別にレクリエーションalにもクォータ漁獲枠が設けられている。ただし、レクリエーションalフィッシングで釣った魚は買うのも売るのも違反である。レストランなどに持ち込みも禁止されている。そうやって市場での値崩れを防ぎ、専業漁師の生活を守

っている。要するに釣り人口が多過ぎると、釣り人が取る魚の量が多過ぎるから、もしこれを売ったりレストランに持ち込むと、漁師の魚を買わなくなってしまうので値崩れしてしまうわけである。だから、そういうことは一切違反である。例えばアメリカ人に聞いた話だが、ロスの寿司屋の主人が、自分が釣ってきたヒラメを自分の店の冷蔵庫に入れておいた。これが調査で見つかり、コマースのライセンスを持たない人の魚と判定されて 4,000 ドルの罰金を払うことになった。このぐらい厳しい。ほかにもいろいろな罰金例があり、例えば釣ってはいけないところで釣ったということで何と罰金 2,000 万円というのを私の知り合いが食らっている。結局 2,000 万円払えなくて、そいつは刑務所に入った（笑）。ルールも厳しい。ルールをきちんと作ったら、罰則も厳しく設けないと守らないわけである。日本の飲酒運転と一緒に、罰則がなかったら、みんな飲んで帰る。

海上では武装した DFG（各州における連邦機関）とごくまれに警察・コーストガードが乗船しての検査がある。Commercial, Sport Fishing 共にレギュレーションやライセンスの管理は DFG が行っている関係で、取り締まりは DFG がメインとなっている。これらの取り締まりだが、海上では遊漁船はもちろんカヤックまで、そしてオカッパリ、川、湖でも検査が行われている。アメリカでは魚種による Daily Bag Limit と、Size Limit、Depth Limit、産卵期禁漁の Time Period などが厳しく決められている（資料 P13）。

資料 P14 からカナダである。カナダ・プリンスエドワード島のクロマグロ釣りは、資源の回復に伴い 2009 年から再開された。原則はキャッチ&リリースである。釣り船の船長は全員がコマースのライセンス保持者。クロマグロの配分枠も持っているので客が釣ったマグロをキープすることもごくまれにある。アベレージサイズは 300 キロ前後と世界の中でも突出して大きい。シーズンは 7 月下旬から始まり 10 月中旬ごろに終了する。ニシンが回遊したところが最盛期であり、魚探には大型のクロマグロが無数に表れる。上にあるのは魚探である。大体 300 キロぐらいのマグロが魚探にあのように表れるわけである。下はニシンである。そして、ニシンは刺し網で取るのであるが、そのニシンの漁船のすぐそばに私たちの釣り船が行って、そこで針にニシンを付けて放り投げる。そのときに漁船から出て行けとか邪魔だと言われたことは一回もない。なぜなら、どちらも船長は漁師であるから。これは右側の方が足でけっ飛ばしてニシンを海にまいて、私たちの釣り船に協力している。今餌まいてやるからと言って、足を入れてまくと、下から 300 キロのクロマグロがたくさん湧いてくる。池のコイよりも簡単に釣れる（笑）。餌を入れて 5 秒でヒットするから、クロマグロが食うところが見える。

日本人がプリンスエドワード島に釣りに行き始めたのは 2011 年からである。日本では一生かけても釣れないサイズが毎日のように釣れるので、年々行く人は増えている。2009 年から遊漁が再開されて、2011 年に私は初めて行ったが、遊漁船が 5~6 艇ぐらいしかなかった。ところが、年々増えて、最近では 30 艇ぐらいになった。クロマグロの遊漁はプリンスエドワード島東部の経済に大きく貢献している。釣り人用の宿もたくさん造られているし、プリンスエドワード島そのものも、クロマグロの釣りを宣伝している。プリンスエドワー

ド島のパンフレットにもクロマグロ釣りが載っている。日本から女性も毎年参加するようになり、今年は9月に行ったが、女性が2人行って、資料 P15 は全部女性で、女性が408キロという巨大なクロマグロを釣ってリリースした。1時間半ぐらい掛かった。カナダは比較的取りやすく、有利である。プリンスエドワード島は非常に浅く、水深20メートルか30メートルぐらいである。そこにクロマグロが入ってくる。全然フラットであるから、根に擦れて糸を切られるとかそういうのがない。クロマグロは深いところだとパワーが5倍〜10倍ぐらいになってしまう。クロマグロは基本的に潜る魚である。比重が海水よりかなり重いから、潜ったら普通に泳いでいるだけで浮いてこないわけである。そうすると、大体釣り人は疲れてしまうわけであるが、水深が20〜30メートルしかないから、船で追いかければすぐマグロの真上に行くわけである。少しファイトして頑張れば、マグロも油断するから、そのときヒョイとリーダーを捕まえるというのが鍵である。女性でも、去年も釣っているし、ことしも2人釣って、行った女性は全員パーフェクトに釣っている。年齢で言えば、今まで私が釣れて行ったのでは70歳の方が釣っている。皆さん全員チャレンジできる(笑)。

資料 P16、プリンスエドワード州の大西洋クロマグロ配分枠はカナダ全体の30.2%である。昔はノバスコシア州が一番多かったが、今はプリンスエドワード州が一番多くなっていて、約143トンである。これを漁師に均等に配分する。サイズが大きいので一人当たり1.5匹前後となる。まず1匹が配分され、9月末にいったん締め切り、枠が残っていれば抽選でもう1匹配分される。ここの漁業はロブスター漁がメインで5月と6月に漁獲される。クロマグロの遊漁はリリースが基本なので、資源を減らさずに安定した収入を得ることができる。ノースレイクの漁師は年に4か月しか海に出ないと聞いている。それでも広い庭の家に住み、大型のV8エンジンの新車を乗り回している。日本の沿岸漁師より、はるかにリッチである。完全に沿岸漁師であるから、漁船は小さな船である。

資料 P17、カナダでは巨大クロマグロの科学的な調査が何度も行われている。2012年には大学の研究者たちが59匹のクロマグロにポップアップ衛星タグを打ち、2匹しか死亡が確認されなかった。死亡率は3.4パーセントである。生存率の高いリリースを心がけることは資源回復にもつながる。カナダでクロマグロの遊漁をやろうと思ったら、漁師はリリース講習会を受けなければいけない。きちんとした情報にのっとった通りのリリースをやるように全員が教育される。日本は今定置に入ったらリリースしているが、あれはほとんど死んでいると思う。

資料 P18 は、プリンスエドワード州のキャッチ&リリース漁業のガイドライン。キャッチ&リリースという漁業が成り立っている。ライセンス、使用できる漁具、1日のファイトリミット、リリース方法などが釣り人にも分かるようにウェブサイトで公開されている。キャッチ&リリースという漁業があることに多くの日本人は驚く。

資料 P19 は主なルールであるが、これ全部サイトに載っている。「1日にファイトができるのは1艇2回まで。途中でばらしても40分以上ファイトすると1回とみなされる」「180

ポンド以上の強いラインを使い短時間でキャッチすることに心掛ける」ファイティングタイムは 60 分である。60 分以内に揚げるよう決められている。「キャッチしたマグロを水から上げてはいけない。また船を止めてもいけない。リリース用の用具を使い、船を常に前進させて、マグロを回復させてからリリースする」「フックは生分解性のバークレスサークルフックを使うこと」「釣り人がファイトできる時間は 60 分までとする。それを超えたら船長たちが手伝ってすみやかにキャッチ&リリースしなければならない」「キャッチ&リリースの死亡率は 5.6%として計算される」

あとはやはりアメリカと一緒に、監視である。資料 P20 の左上はコースガードの船である。こうやって釣り船のすぐそばまで来て、ファイティングタイム等を監視している。それで、リリースした後に船に乗り込んで来て、針とラインのチェックがある。右下の写真は、船に監視カメラを付けているところである。こうやって、私たちが釣りしているのがきちんとカメラで監視されている。ここまで厳しくしている。

資料 P21 の左図は、大西洋クロマグロがどのようなところで取れるか、皆さんほとんど知っていると思うが、メキシコ湾流のおかげでノルウェーの北、日本に送られてくるサバは、大体トロムソあたりで取れたサバであるが、あそこまで回遊している。あれはメキシコ湾流のおかげで、ノルウェーは一番北も寒流が来ない。水温が高い。そして、カナダ側になると凍ってしまうから、大体ニューファンドランド島あたりが北限になってしまう。あとオレンジ色の部分は産卵場である。

右が、大西洋クロマグロはこうやって回復していると言うのであるが、紫色のような色が少し前までずっと使われていて急激に回復したなど思っていたが、この赤いのが最新の報告である、昔はもっといた。回復も、前回の報告ほど回復していない。だから、やはり海の中の魚を数えるのは大変なのだなど。日本の水産庁の報告もところどころ変わるから。

右下はノルウェーの漁獲である。何とノルウェーは昔 1 万 5,000 トンもクロマグロを取っていた。ところが、資源が減って全く取れなくなった。だが、資源が回復して去年からノルウェーでもクロマグロ漁が再開されて、日本に入ってきている。今ちょうど取っている時期である。気仙沼のはえ縄船が今行っている。

資料 P22 は日本である。比較すると、日本はまず船を置くところがない。これは青森県の小泊漁港で、この 1 列が遊漁船を置けるスペースであるが、もういっぱいである。それで順番待ちのボートオーナーが 200 人ぐらいいるそうである。船を置くところが全然足りない。この辺も少し違う。要するに港が国民のために使われていなくて、漁師優先に使われているということである。

資料 P23 は水産庁のサイトである。アメリカやカナダではあれほど細かくリリース方法とかフックとかそういうことがサイトに載っていて、レギュレーションブックなども釣具店等で無償で配られるが、日本は水産庁のホームページで、たったこの 2 ページだけである、ここには、リリース方法とかフックの制限とかラインとか、そのようなことは一切書いていない。そして、基本的には遊漁の枠がないから、漁業が枠に達したら遊漁も自粛し

ろという。あと監視と罰則がほぼない。私はクロマグロ釣りに何回も行っているが、アメリカやカナダでは先ほどのようにコーストガードとか警察が港マリーナにも見回りに来るし、船のチェックもするが、今までマグロ釣りを日本でも何百回とやっているが、一回も警察も誰も見たことがないし、チェックを受けたこともない。だから、違反をやろうと思えばいくらでもできてしまうわけである。私は違反しないし、リリースする釣り人は増えている。ただ、そういう真面目な釣り人ばかりではないから、北海道は30キロ未満の遊漁の水揚げは今禁止であるが、多くの釣り人は隠れてこそこそと30キロ未満を持って帰っているのが現状である。それはやはり監視と罰則がないからだと思う。

資料 P24、アメリカはキープ、リリースに関わらずクロマグロは24時間以内に関係機関に報告することが義務付けられている。こうやって報告しろとサイトに細かく載っている。そして、それはサイトからも報告できるし、FAX等でも報告できるが、24時間以内。だから、今何トンに達した、今何トンに達したというのがリアルタイムに分かるわけである。そして、枠に達したらすぐにストップする。翌日でストップになる。ことしの3月にもノースカロライナに行ったが、3月2日でコマーシャルは枠に達してしまっていて、漁師が禁漁になってしまった。ただし、遊漁はまだ枠が残っていたから、海に行ったら遊漁船だらけで漁船が1隻もない。いつも漁船がこうやって昼間引っ張ってトローリングをやっているが、何でいないのかと聞いたら、いや、枠に達してしまっただからだと遊漁船の船長が答えた。そのように枠を厳格に守っている。やはり海は国民の共有財産であることが、そういうことを見てもよく分かる。コマーシャルもレクリエーショナルも24時間以内に報告する義務がある。NOAAやNMFSのサイトには最新情報やルール変更などがリアルタイムにアップされている。レギュレーションは1年のうちに何度も変わることがあるが、釣り船も釣り人も、このサイトを見ることによって即座にその変更を知ることができる。透明、公平という大切なことがいろいろなところから確認できる。今の日本に求められているのはこの2点だろう。

最後に、かなり長くなってしまったが、資料 P25 は私の提言である。

海を国民の共有財産とするためには、スポーツ（遊漁）も厳格な管理が必要不可欠となる。「海は国民みんなで守っていく」という意識が大切。※遊漁、レクリエーショナルフィッシング、レジャーフィッシング、スポーツフィッシングを「スポーツ」に一括。

1、ライセンス制とレギュレーションの導入。ただで遊ぶという意識を変える。払ったお金は未来への投資。ライセンス制導入。ライセンス制にすることにより釣人のマナー、モラルの向上にもつながる。ライセンス制の必要性、そしてそのライセンス料の流れなどを釣人に伝えていくことが重要。ライセンス制にすれば正確な釣り人口も判明する。レギュレーション導入。サイズリミット（大きさ制限）、バググリミット（匹数制限）を設ける。沿岸（3カイリ）の魚は地方が管理、沖200カイリまでは国が管理する。

2、魚類野生生物局を農林水産省以外に設置。これは農林水産省はしがらみが強過ぎて担当できないと思う。ほかに作って入れてしまったほうがよいのではないか。経済産業省、

環境省、厚労省内などに設ける。信託基金を設立、これを各都道府県に配分、釣りの振興を進める。

3、各都道府県内にスポーツフィッシング課を設けて、ライセンス制、レギュレーションの管理をする。レギュレーション関係のパンフレットの無料配布。学校教育でもレギュレーションの必要性を伝えていく。

4、スポーツフィッシングの枠。沖合の回遊魚は国が管理、クロマグロなどのスポーツ枠を設ける。各都道府県では沿岸魚のスポーツ枠を設ける。

5、釣り場の開放と保護、規制、監視。日本で禁止されているトローリングの開放。危険区域での釣り禁止、産卵期の保護、監視、罰則の徹底（監視、罰則がなければ違反行為は減らない。これは日本の密漁が減らないとの同じ）。

6、釣り公園、公営キャンプ場などの増設。国民共有の財産であるなら、国民のために海岸、河川、湖沼などを国民に使いやすくする。利用者を増やすことにより地方創生にもつながる。

7、公共マリーナの増設。アメリカやオーストラリア、ニュージーランドなど資源の豊かな国は、国民のための施設が充実している。日本に多くある漁港だが、漁師が激減したことでほとんど使われてない漁港が多い。スポーツ、観光などに利用率の低い漁港は開放していくべきである。

8、自然と触れ合う環境づくりと教育。海の未来を守るために何が必要なのか？自然への国民の意識を高めることが日本の未来につながる。そのための教育と環境作りがまだまだ不十分である。自然と触れ合う教育と時間を増やすこと。

9、スポーツフィッシングの対象魚の資源調査と生息環境の改善。レギュレーションを設けるためには科学的な資源調査が必要となる。資源に応じてレギュレーションは決めなければいけない。そしてリアルタイムに釣果データが集められるシステムを作成すること。ゴミ問題、汚染問題、そのような調査も必要であり、改善や保護にも力を入れていく。今日私はペットボトルを使わないようにしている。この間もエチオピアとガボンに行ったが、世界中で言われているが、この20年30年でペットボトルのごみがすごい勢いで増えている。エチオピアなどは足の踏み場もないぐらいのペットボトルが、つぶされて足で踏んづけられている。だから、ああいうのを見ると、ペットボトルを使いたくなくなってしまう。だから、私は水道の水を入れてきた。

そして、10、スポーツフィッシングの経済効果を調査。釣り具の売り上げ、乗船料、宿泊費、交通費、釣りのための釣り具以外の購入（ボート、車など）など釣り人が使うお金の総額を調べる。そして、それを基準に全国で釣り振興を計画していく。地方創生のためにも必要な調査である。

以上で終わる。ありがとうございました。（拍手）